

京都市告示第478号

京都市市税条例第27条の6第4項の規定に基づき、市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金は、次のとおり「控除対象寄附金」の項に掲げる寄附金を、同税の納税義務者が当該右欄「適用区分」の項に定める期間に支出したものとします。

平成25年3月19日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	適用区分
公益社団法人京都保健会に対する寄附金	京都市中京区西ノ京塚本町 11番地	当該法人の主 たる目的であ る業務	平成25年1月1 日以後に支出され た寄附金

(行財政局税務部税制課)